

清末民初期成都の満城と少城公園

——その空間的役割——

小羽田誠治

はじめに

清末の光緒新政以降、中国の各都市において産業振興や社会福祉をはじめとする様々な改革が行われたことはすでに周知のことであるが、そのなかでも、都市に対する空間意識そのものが変容し、都市社会を有機的に統合されたものとして捉えようとした都市計画が進みつつあつたことは、注目すべき現象である。私は前稿において、成都を事例としてとりあげ、このような変化の過程を解明しようと試みた⁽¹⁾。しかし、その空間意識の変容や都市計画が、これまでの都市史研究によつて民国中期において指摘されているほど大規模でも体系的でもなかつたことも、また同時に指摘した。では清末から民国中期までの間において、それらがどのような変遷をたどつたのかということとなると、未だ十分な研究はなされていない⁽²⁾。そこで本稿では、光緒新政よりさらに少し時代を下らせた辛亥革命前後ににおける成都の姿容の一側面について考察を行い、都市空間とそれに対する働きかけが、清末から民国期にかけてどのように推移していくのかを明らかにしていく。

本稿でとりあげる対象は、成都のなかにあつて面積としては城内全体の五分の一を占めつつも、雜踏した漢人街とは対照的に閑静で牧歌的な雰囲気すら漂わせ、さらには両者が交流を持たないよう政治的に分離された異質の空間であつたとして、前稿においてはあえて考察の対象から外すこととなつた、「満城（旗人の居住地）⁽³⁾」と呼ばれる区域である。清代に八旗の駐屯する区域として、いくつかの地方都市に満洲城という区画が設けられていたことは知られているが、清朝の権威が低下し、ついには崩壊して、満洲城の意義が問われたとき、その小さくない区画がどのように利用されることになつていったのか、それを成都を事例として考察し、そこに当時の都市計画のあり方を探つていくことが、本稿の目的である。

成都の満城は現在、「少城保護区」として歴史文化保護区に指定されているが⁽⁴⁾、満族がすでに姿を消しているのはもちろん、わずかに二つの市街の表面的な景観を復元・保護しているに過ぎない。清代には強い政治的・経済的・社会的独立性を保持していた満城は、いついかなる過程を経て現状に至つたのだろうか。結論から言うと、満城は、光緒新政の波が成都に及び、周善培らが多方面にわたる改革を行うなかにあつても、しばらくはその影響を受けなかつた。しかしながら、宣統二（一九一〇）年に至るとその南東部に少城公園（少城は満城の別称）と呼ばれる公園が造られ、辛亥革命以降は他の漢人街に組み込まれていくなど、急激な変貌を遂げたのである。この事柄は、当時の成都の住民にとつても大きな関心事であつたし、政治的混乱のなかでの秩序維持・回復を目指す為政者にとつてもまた、重要な問題であつたに違いない。つまり、時あたかも都市空間への意識が高まつた光緒新政の後に、新たに成都の社会・経済の一部として組み込まれるべき対象として、満城の存在が浮上してきたのであつた。それゆえ、

清末民初期の満城の変遷を考察することは、当時の成都の都市空間の大きな変化を跡づけるのみならず、光緒新政期に誕生した都市計画への意識の進展を理解することにもつながるのである。

先に先行研究に触れておくと、当時の成都の満城の歩みについては、若干の地誌的・回想的考証がなされている⁽⁵⁾ほかは、その歴史的定位に関しては、今のところ Stapleton が言及しているのみである。しかも、Stapleton も満城について専論的考察を試みているわけではなく、成都の歴史を記述する際に無視できない事件として幾点かの指摘を行つてゐる程度であり、満城の変遷に成都における都市計画や空間意識を見ようとする視点は皆無である。また、指摘する事実や歴史的意義の解釈についても疑問点が多く、それについては以下の行論のなかで随時修正を行つていくことになるだろう。

第一節 三種の地図からの問題提起

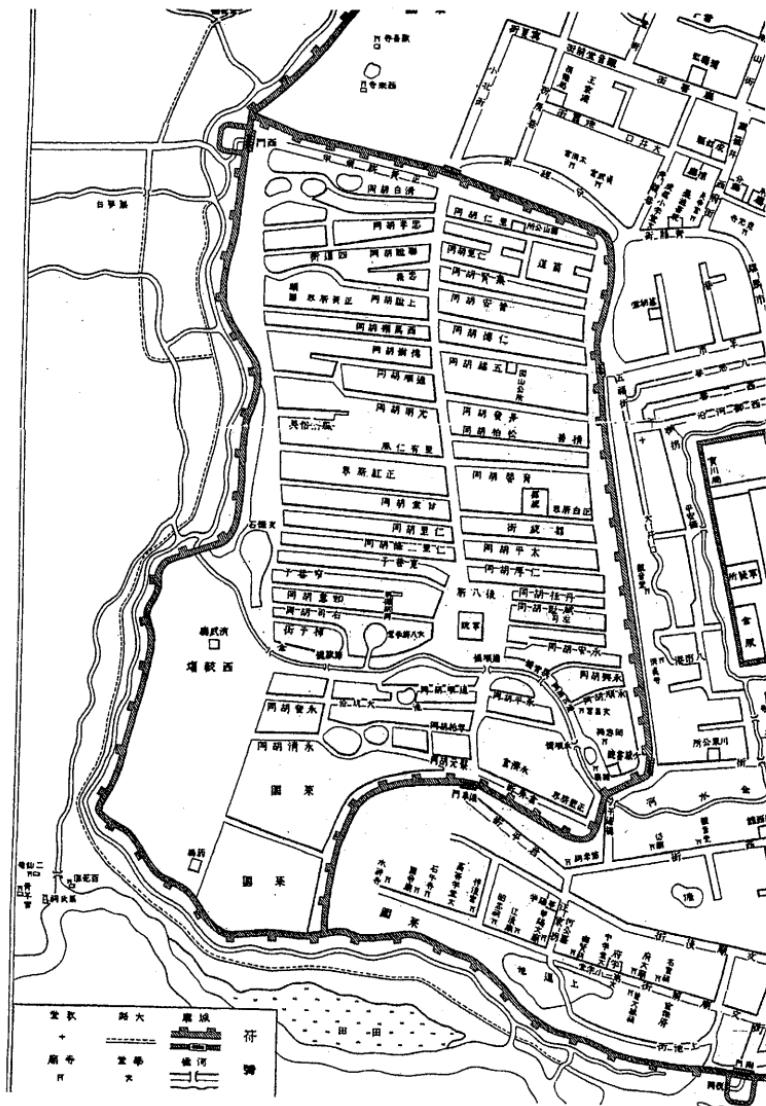
ここに三種の地図がある。これらはいずれも成都の満城部分を抜粋したものである⁽⁶⁾が、一つは日本で出版されている『近代中国都市地図集成』⁽⁷⁾より転載したものであり、残る二つは成都市檔案館に所蔵されていたものである。これらはいずれも方角・縮尺などに不明瞭な点を残すが⁽⁸⁾、いずれも地方志などにあるいわゆる中国の伝統的な地図とは異なり、かなり綿密な測量を行つた形跡が窺えるので、まずはこれらの史料的価値を問い合わせ、考察の糸口としたい。

まず、成都市檔案館所蔵の両地図に関しては、その出處は比較的明確である。前者は傅崇渠が宣統二（一九一）

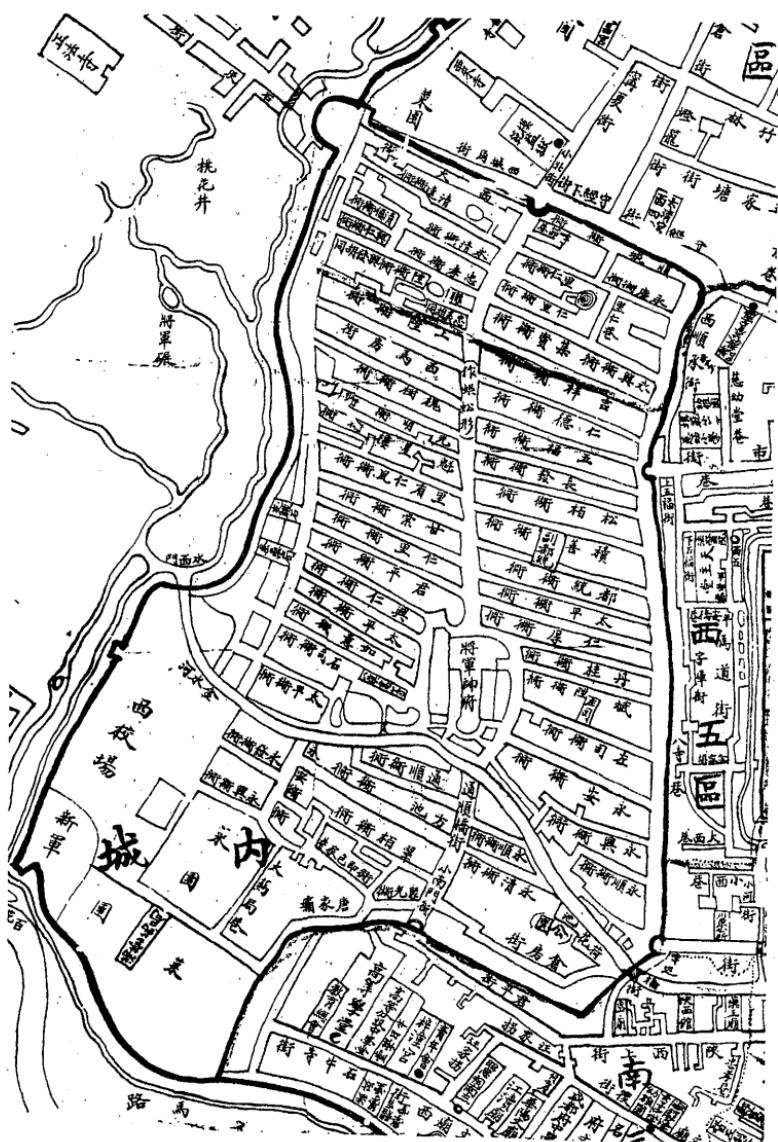
年に出版した「新訂成都街道二十七区図」に見える清朝最末期の市街図であり、後者は民国一〇（一九二二）年に涵芳書局が印刷、至宝書莊が発行した「成都街道図」の満城部分である。⁽⁹⁾一方、日本のものは「四川省成都全図」という地図名が知られるのみで、年代も「一九一〇年頃」となつておらず、極めて曖昧である。だが仔細に観察すれば、その年代の誤りを正した上で、この地図がかなり正確なものであることは論証できる。第一に、この地図上の城壁沿いに描かれている「大路」なるものは、光緒三三（一九〇七）年の第二期勸業会の開催に向けて拓かれたものである。第二に、本稿で考察の対象とする「少城公園」が描かれておらず、宣統三（一九一）年以前（後述）であることがわかる。さらにその他の部分を見ると、勸工局や警察局などの光緒新政時に創設された機関はほとんど記載されている一方で、宣統元（一九〇九）年から開業した勸業場は記載されていないなどの理由により、これが光緒三三（一九〇七）年頃の成都を描いたものと考えれば、すべての辻棲が合うのである。以上の作成年代の考証をふまえた上でこれらの地図を見れば、これらはいずれもそれぞれの時期の市街の様子をかなり正確に描き出しているものと考えることができ、以下では便宜的にそれぞれを「光緒図」、「宣統図」、「民国図」と呼び、史料として利用することにしたい。

さて、この三地図を比較してその十数年間における変化を観察すると、特筆すべきことがいくつか挙げられる。

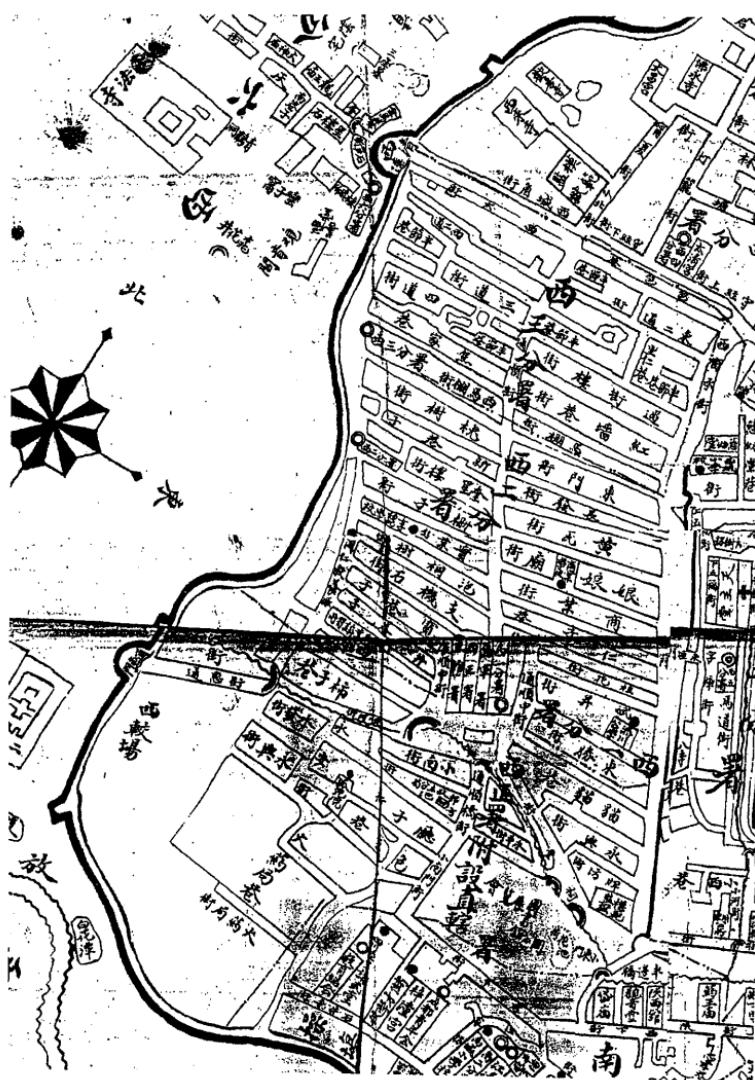
- （1）清朝最末期までは満城と漢人区とを物理的に隔てていた城壁の大部分が民国期には取り去られていること。
- （2）同じく、「胡同」や「衙衙」と称し、八旗の街並みであることを象徴していた清代の市街の名称が、民国期にはすべて他の漢人区と同じ「街」や「巷」に改められていること。（3）「民国図」では城外にある「青羊宮」・「二



地図1 (光緒図)



地図2 (宣統図)



地圖 3 (民國圖)

「仙菴」につながるように、新たに通惠門と通惠街が拓かれているものの、傅崇集が『成都通覽』にて「ムカデの足の如くである」と描写した基本的な市街構造は変化していないこと。そしてより詳しく見て（4）「光緒図」では何も記されていなかつた満城南東部の城壁付近に「宣統図」では「公園」が誕生しており、さらにその区画には、「民国図」では新たに展覧会場や図書館が記されていること。もちろん、この三地図から得られる知見は他にも無数にあるが、満城の性質やその変遷を考える上では、上の四つの問題が特に重要であると思われる。

以上の事柄のうち、第一点と第二点は、「光緒図」と「宣統図」の共通点、及びそれらと「民国図」の相違点を示すものである。また第三点は、前二者と後者の共通点と相違点の両方を示しており、第四点のみが、「光緒図」と「宣統図」の相違点を示している。したがって通時的に見るならば、第四点の少城公園建設の問題から考えていかねばなるまい。その光緒から宣統にかけての少城公園建設の過程と歴史的意義を明らかにした上で、清代から民国への満城全体の変容という問題に進み、第一点・第二点の満城と漢人区の統合について詳しく論じたい。そして再び第四点の少城公園のミクロな考察に戻ったあと、最後に、第三点をふまえて満城の性格づけについて考察を行うことになるだろう。

第二節 少城公園の建設

「公園」の建設という問題は、それ自体の「公共性」という性質から、近代都市の形成との関わりで採りあげられることも可能だが、本稿では、何故満城に公園が建設されたのかという、成都の具体的な歴史的文脈における実

践として、少城公園の意義を考察する。

まずはじめに少城公園の基本的な沿革について触れておく。民国二七（一九二八）年に編纂された『成都市市政年鑑』では、建設のあらましについて以下のように回顧している。^{〔13〕}

この公園は清朝宣統三年に、当時の駐防將軍玉崑が、清朝の裁兵帰農（軍兵を削減し農業に従事させる）の詔に応じて、八旗の建築修繕のための予算のうちから銀五〇〇〇両を捻出し、公園や遊び場を建設し、公共の娯楽に供せんと図りつつ、それを利用して八旗民の生計維持に役立てたものである。場所は祠堂街閔帝廟の後ろの部分にあり、田畠数百畝を有する。

つまり少城公園は、軍費削減に伴う八旗軍維持費の捻出困難という状況のため、満城の一部を公園として開放し、その入園料などから収入を得ようという目的で建設されたのであった。その入園料などの経営のあり方については、李劫人の小説『大波』のなかの描写が参考になる。李劫人（一八九一—一九六二）は成都の著名な小説家であり、彼は自らの体験に基づき、『大波』において清末から民国にかけての成都の様子を詳しく描いているが、^{〔14〕} 彼がフランスで学んだ写実主義・自然主義的手法はよく知られていることであり、^{〔15〕} その史料的価値はきわめて高いと判断される。ここで採りあげるのは、主要登場人物の一人である田舎育ちの顧天成が、成都の洋広雜貨で働いている義兄の鄧乾元に連れられてはじめて少城公園に遊びに行つたときのことである。^{〔16〕}

公園の入口で、鄧乾元が一〇文銅貨を四枚出して入場券一枚を買ったのを見て、顧天成は珍しげに言つた。

「何、公園で遊ぶのに金が要るのか？」

「そのとおり。大人一枚二〇文、未成年の子供は一〇文だ。玉將軍が言うには、これらの資金で食い扶持のない貧しい旗人を養うのだそうだ。そうすれば満人はもう威張つて面倒を起こすこともなく、大城（少城以外の区域）内の漢人も、それでこそ安心して堂々とここに来られるというものだ。」

このあと顧天成は公園の収入を計算し、それが旗人を養つてなお余りあるとし、玉峴の經營の才を皮肉つてゐるが、その数字が正確なものかは定かではない。入場料に関しても公式の史料がないのでこの数字を實際のものと断定することはできないが、こちらはおそらく実情に即した記述と見てそれほど大過はあるまい。⁽¹⁸⁾ 当時の物価水準の目安として、茶館の茶代が一杯五文前後、轎の最低料金が四〇文⁽¹⁹⁾と考えれば、誰もが普通に入れる料金であつたことがわかる。

營利的な目的ではあつても、それを達成するためには、公園が客を惹きつけるものでなければならない。その点において、満城内に公園を造つたことはどのような意味合いを持つのだろうか。ここで考へるべきことは二つあり、一つが公園の果たした機能について、もう一つがその機能が果たされる対象についてである。まず公園の機能の総括として、市政年鑑には節の冒頭で次のように記されている。⁽²⁰⁾

本市に公園が開設されるまでは、市民の娯楽場所といえば茶館や酒店であり、一年中家や庭を出ないこともあります。郊外の名勝や私人の園林は、祝祭の日でもなければ、行くのは難しい。（中略）清末の駐防將軍玉峴はこれを見て、八旗民の生計の利も兼ねて、少城公園を作り、人々に遊覧させ、心を和ませようとした。そしてさらに、ほぼ同時期に勸業道周善培によつて、成都の郊外にも別の公園が造られていたのである。⁽²¹⁾ つまり、

当時の為政者らが意図していたことは、誰もが入ることのできる「名勝」や「園林」のような場所として公園を提供しようということである。それゆえ城内にありながら他の市街地とは趣を異にし、牧歌的な雰囲気を漂わせていた満城は、まさにうつづけの区域だったのである。

同様のことば『大波』にも描かれており、顧天成が公園を訪れる前に、行きたい場所について語る場面がそれである。⁽²²⁾

……もう一つの場所は少城公園だ。ずっと以前から聞いている話では、玉將軍が何千という銀を使ってその大きな花園を造ったそうではないか。そのあずまやや樓閣、緑の木々は、何でも西湖のような風景だそうで。……こんなに暑い日差しの中を草堂まで行くくらいなら、近めにして満城に行つたほうが良い。

そして、その一帯が以前と比べてどのように変化していたかについても、続けて詳しく描写している。⁽²³⁾

西御街の西から満城のある高くも大きくもない小東門に入るとき、顧天成は驚きを禁じえなかつた。まずあの今にも壊れそつたボロボロの城楼は、漆で彩られて一新されており、底には新しく作った青地に金の文字で「既麗且崇（美麗かつ崇高な）」と書かれた大きな額が懸かつていた。正面に伸びるかつての喇嘛胡同は祠堂街と名前を変えられただけでなく、土道の両脇の鬱蒼とした古木大木もなくなつた。そこは田舎道でのみ眼にできる、低く小さな商店が両側に並んでいた。酒屋、肉屋、茶屋、雜貨屋があり、両側の門を開けているあの金字の看板の食堂は、蘇州稻香村だ。

ここで注目されるのは、城門や道が改装されたのはもちろんのこと、以前はろくに商店すらなかつたような満城に、

公園の建設をきっかけとして商業が営まれはじめたということであるが、しかしながらその商店は低く小さく、田舎道での情景であったことも了解しておく必要がある。即ち、少城公園には Stapleton の言うような勧業場と比肩されるほどの商業活動⁽²⁵⁾はなかつたが、成都郊外に存在している風光明媚な憩いの場所をそのまま城内に再現するような役割を負つていたのである。

ではその役割は誰に向けられて負わされていたかとなると、これまで見てきた史料からすれば、明らかに漢人区に居住する人々だとわかる。数ある「胡同（衚衕）」のうち喇嘛胡同だけを祠堂街と改名してしまうように、漢人を楽しませ憩いを与えることに力が注がれており、したがつて、入園料も富裕な旗人から貧しい旗人へ富を再分配するというものではなく、まさに顧天成の皮肉のとおり、漢人からの収入を中心に考えていたはずである。それゆえ漢人ばかりを対象とした財源としての少城公園の建設が、満漢間の社会的関係にさして変化をもたらしたわけではなかつた。つまり両者の関係の変化を見るには、少城公園の枠を超えたところで考えなければならず、それを次節で見ていくことにする。

第三節 满城の開放と旗人

少城公園について言えば、それは辛亥革命の戦乱によつて荒廃するも、旗人らによつてすぐに復興され、さらに民国二（一九一三）年には内務司が管轄することになり、公園の面積も拡張された。⁽²⁶⁾ここで公園の經營主体が旗人から内務司に移つたことは重要なことであるが、しかしこの頃においては問題はすでに公園にとどまらず、満城全

体にまで拡大していたのであつた。

少城公園という限られた区画ではなく、満城に漢人が行き来するようになるのは、ほとんどの文献によれば、民國以降のことである。⁽²⁷⁾もちろん、実際少城公園が建てられてからもなく清朝が崩壊することになるので、この見方は基本的には問題ないだろう。しかし、当時二〇歳前後で成都に居住していた李劼人は、少城公園開設の前にすでに満城に漢人が居住し、行き来していたことを描いており、貴重な史料とも言えるので見ておきたい。それは改稿前の『大波』にある玉峴についての説明の部分である。⁽²⁸⁾

宣統年間に一人の将軍が現れた。（中略）名は玉峴という。この人物は一般の満人より物事を知つていると見え、駐防満人がすでに末路を迎えており、昔のやり方を固守して何も方法を変えなければ、すべての満人が漢人に排斥され殺され、また彼自身も死への一途を辿るしかないと知つていた。そこで、漢人を招いて満城内に雑居させ、商売をさせ、満人の糧にしようと提唱した。後にはまた特別にあの小東門から遠くないところの閑帝廟の傍に（中略）開拓して、公園に改造したのである。

改稿後の『大波』にもまたその様子を窺わせる描写があり、顧三婆さんが成都北門外のある食堂にて、そこから西門外にある石灰街（地図参照）への道順について、店主から近道を教えられる場面がそれである。⁽²⁹⁾

「満城を通れるのかい？」満人が私ら漢人を虐めたりするんじやないかい？」

「昔はまさにそうで、葱やニンニク売りだつて満城には入れやしなかつたさ。通りを二つ三つ歩かないうちに物は全部持つて行かれ、金をあげなきや睡を吐かれ、叩かれて。……貧乏で檻樓を纏つているのにいつも偉そ

うにして、何かにつけて皇帝の一家だの、親戚だのと言つて、手がつけられなかつた。でも何でだか、今年からは変わつたよ。満人はそんなに悪い奴ぢやなくなつた。進んで商売をしに行く漢人も出てきたよ。そうさ、この頃は満城に家を引っ越すものまでいるんだ。玉将軍は開けた人で文明的だ。同志会の連中もみんな彼を評価してゐるよ。」

李劫人の描写するところの変化が満城全体においてどれほどの規模のものであつたかは定かではなく、あるいはごく例外的な現象だったのかもしれない。しかしそれを受け継いで民国元（一九一二）年にはすでに、満城内の土地・家屋の売買が本格的に盛んになつていたことは、当時成都に居住していた啓蒙家として著名な吳虞の日記から知られる。彼は実際に満城内のある家屋を旗人より購入していたので、その手順を見てみよう。⁽³⁰⁾

（二月）初三日。……再び都統街・官学街・半節街を歩く。襄平・祝三に会い、初五日の一〇時に来て一緒に旗務局に行くことを約束した。契約書を受け取つたら少城巡警三分署に報告し宣告を行い、それから一〇日間問題が起らなければ再び契約を取り結び、引越しを終えてから支払いを行う。満人の狡猾さは何としても防がねばならない。

初四日。食事後旗務局に行き、契約書を受け取る。局長の王信夫・局員の藍禎とともにまだ来ていない。規則では一〇時には仕事を始めているはずだが、私は附近の茶館で茶を飲み、しばらくしてまた行くしかなかつた。

一〇〇文を払い、契約書と控えを一部ずつ受け取り、歩いて帰宅した。

初五日。朝に襄平のもとへ行き、一緒に警察署を行つた。旗務局の書類を照合し、売買の宣告を申請した。警

官の胡氏は綿竹人で私を知っていた。通常一〇日前に宣告を行い、一〇日後に引越しを行う。襄平と別れて帰宅した。

ここから、旗人と漢人の間の家屋の売買は旗務局⁽³¹⁾を通じて行われたこと、それを巡警厅にて保障してもらう必要があつたこと、そしてそこには旗人への不信感が大きく働いていたこと、が明らかになるだろう。その一方で家屋を売却しようとする旗人は増え続けていたようであり、ちょうど同じ頃、ある旗務局の調査員によれば、満城における家屋の売買はすでに九〇件あまりに達し、価格も高騰しつつあつたという⁽³²⁾。またその翌年には当局から次のような告示が出されていた⁽³³⁾。

少城内の家屋・土地で、官有公有のものはすでに本局が接收し管理しており、その他の私有の家屋は、以前旗民が自由売買を申し出、軍政府の批准を得たので、漢民と同じく移転の自由を享受している。本局が旗民を調査するに、家屋は私有といえども、土地は私有ではない。ところが中国の慣習では地上権と土地所有権は一体であり、もし家屋のみを売買すれば、買い手は容易に見つからないだろう。そこで特別に軍政府に許可を求め、家屋に付随する土地所有権も認めて、恩恵に与らせることにした。ただ自由売買にはトラブルが多く、明白な規定がなければ、売り手も買い手も保証が得られない。よつて少城の旗民と各街の住民に知らせる。今後、下記の第二条以外の者は誰でも（家屋を）購入できるが、必ず下記の規定を遵守しなければならない。売り手と買い手で結託して隠し立てすれば、故意の違反と見なし、本局が調査して軍政府に訴え、厳罰に処する。

ちなみに「下記の第二条」とは外国人のことであり、それは後述する。以上からわかるることは、これまではずべて

官有地となつてゐた満城の土地が、市場の要望により一部譲歩せざるを得なくなつてゐたことである。つまり、売買過程においては政治的・社会的な障壁があつたにもかかわらず、旗人の家屋売却、即ち漢人の満城移入は急速に進行していたのであり、それは満城を官有地として扱おうとする政府側にとつては予想外の展開だつたのである。漢人が満城に流入するにつれて、貧しい旗人をどう養うかという問題が深刻になつてゐた。当時の成都においては貧しい旗人が保護されていたと Stapleton は指摘しているが⁽³⁴⁾、果たしてそうだろうか。吳虞が記すところでは、民国元（一九一二）年の二月に、旗務局がその年の六月に満人への物資の支給を一切廃止し、家屋を売却したもの是一月後に支給をやめることを取り決めたが、満人が都督に泣いて訴えてたという噂があつた。⁽³⁵⁾ すぐに旗務局に確認に行き、そのような事実はないと聞かされるものの、事態の深刻さを示す出来事ではあるだろう。

そこで採られた対策の一つが、實業街北側における同仁工場の建設である⁽³⁶⁾。成都における工場の建設は清末新政時期より始まり、その中には乞食工場・幼児工場などといった、産業發展よりむしろ社会福祉のための性格を持つものが多かつたが、この同仁工場もまた同様に位置づけられるだろう。具体的に何年かは定かではないが、軍政府は辛亥革命直後に銀二〇万元を出資し、漢族の經營のもと、満漢を「一視同仁」する意味で、その工場を建てたといふ⁽³⁸⁾。また『成都市市政年鑑』にはもう一件の旗人救済のための措置が記されている⁽³⁹⁾。

民国五（一九一六）年、熊克武前督軍は、少城東城根街を修築し、靖国路と名づけた。鐵輪の人力車を走らせ、車夫は皆旗民として、専ら旗民の生計維持のために設置したのである。しかし道は短く、路面も平らでなく、その上を車が走れば振動が激しく、利用するには不便だったので、間もなく自然に消滅した。

同仁工場についても、相次ぐ戦乱のため運営費が貯えなくなり、民国九年（一九二〇）年に操業を停止したとあり、(40) いずれも長続きしなかつたことがわかる。それゆえ劉顥之は貧しさのあまり旗人の人口は民国末期には一〇分の一に激減したと語るのであり⁽⁴¹⁾、したがつて政府側の方針・姿勢として旗人を保護する動きはあつたものの、実際にそれが有効に機能していたかという点については疑問が残るのである。

このように漢人が急激に満城内に移入し、旗人が家屋を売却し、しだいに満城内から姿を消して行く過程において、「宣統図」から「民国図」への変化が起つた、つまり満城と漢人区を隔てていた城壁が取り去られ、市街の名称も漢の様式に改められていったのである。城壁の除去については、移住の急激さから見て、あるいはなし崩し的に行われたことなかもしれないが、街名の変更についてはどうであろうか。前節で私は、少城公園周辺の市街が改名されたことを以つて、公園建設が漢人のための政策であつたとする一つの根拠として挙げたが、ここで改名もまたその延長と言えるだろう。実際、清末から現在まで、大規模な道路の修繕もなく市街の名称が変更されることは、成都の歴史においては異例のことである⁽⁴²⁾。それを考慮すれば、この現象は単に満漢の融合と言うにはほどまらない、漢人のための都市建設への強い意識すら窺えるのである。その後の満城の建設計画とその意識の内容については、次節以降で明らかにしていく。

第四節 商品陳列館の設立

辛亥革命直後からの満城開放とそれに伴う急速な漢人の流入により、清末までは城内でも一種独立した状態にあつ

たその区域には、都市の社会的機能から見てどのような変化が起こったのだろうか。まずこれまでに見てきたことからも、一つ注意しておくべき大きな問題がある。それは満城における家屋・土地の売買に関して旗務局ができる限り官による管轄を維持しようとしたこと、そしてそこから少し譲歩した上でさらに付与された制約、即ち買い手の身元が明らかであるのはもちろん、さらには外国人以外と対象を限定をしていることである。これらはいずれも満城を無秩序に放任せず、何らかの目的をもつて都市開発を行おうとする意識の表れだと見られる。ではその目的とは具体的にどういうものであったのだろうか。前節で見た旗人の事例もふまえて一言で言うならば、それは漢人による漢人のための「国粹的な發展」という目的であり、それを達成するためのさらなる政策が、商品陳列館と「民国図」にある展覧会場の設立である。

成都の伝統的な大市「花会」の後身である勧業会が、多少の財政困難に見舞われながらも、辛亥革命前まで存続し続けたことはすでに別稿で論じたが⁽⁴³⁾、その勧業会も民国元（一九一二）年の春には、戰乱のためとうとう中止された。だが、当会が産業の振興のため必要不可欠であるという見解は為政者にとつてはすでに自明のことであつたようで、その年の末にはすぐさま復興が計画される⁽⁴⁴⁾。ただ、その会場となつていた青羊宮・二仙庵は、造りが劣悪で会場に適さないとし⁽⁴⁵⁾、実業司は少城公園に土地を見つけ、そこに会場を移すこととしたのであつた。⁽⁴⁶⁾

実業司が上申する。本司は以前四川全省展覧会を開催するのに略則を作り、すでに民政長の張（瑾雯）の批准を受け、関係機関にこれに従うよう通達を行つた。そこで本司は役員を派遣して開会のための場所を調査し、少城公園付近に空き地を見つけ出し、そこに会場を移すことにして、許可を得た上、内務司と調査を行つた。ちょ

うど教育司も教育品陳列所及び油絵館、簡易図書館などをそこに設置しようとしており、内務司は公園の範囲が狭いとして、土地を更に拡充することにした。本司は展覧会及び商品陳列館を、教育司は教育品陳列所、油絵館、簡易図書館をここに設置する予定であり、そこで三司が協議してすべて公園に設置することを決め、大府に上申して批准を得るに至った。

ここにあるように、実業司は単に定期的に開催する勧業会を復活させるのみならず、更にその会場において、恒常的施設として商品陳列館なるものを建設することとなつた。⁽⁴⁷⁾ しかも注目すべきは、合同で会場の建設を行うこととなつた教育司もまた陳列所の類の設備を設けていることであり、また、品物を陳列するというシステムが重視されていたこともわかる。

もつとも、展覧会場と商品陳列館の二つを建設するという当初の計画は、予算の不足という現実的な問題のため、一つの建物を兼用するという形で実施されることになった。⁽⁴⁸⁾ これは清末において、勧業場がある程度勧業会を引き継ぐ形で開業されたことと似ており、勧業場が外国製品のための商業空間と化してしまい、商工業振興の目的を果たせなくなつたため、再度その代替物を建設したのだと見ることもできるだろう。

さらに、問題は官側のみならず、出品する側にも現れた。つまり、品物が期日までに充分に出揃わないと、開会を延期して欲しいというのである。次の訴えは商務総会より出されたものである。⁽⁴⁹⁾

（成都商務総会の申し出によると）本会は昨日会議を行い、各邦の製品を展覧会に陳列する方法について皆で討論したところ、展覧会は工芸の競争のための重要な計画であり、その品物が精美で、設備が整つていなければ、

見栄えも悪く競争を推進できない。本会の出席者の観察と各県の分会の報告によると、期日は迫り過ぎていて、延期させてこそ初めて目的を達成できるという。その理由も充分で、以下に列記する。革命以来各地の秩序は乱れ、近頃はやや治まったものの、官立・民立の各工場が製造を行つて日が浅く、会に持参する品物の多くはまだ完成していない。これが延期を請う理由の一つめである。省城の各商工業企業は、会に参加して陳列を行つて熱心なものはすでに製造を手掛けているが、原料は別のところより購入するため、日数がかかり、現在製造されたものはあまりなく、期日に間に合わせるのが危ぶまれる。これが延期を請う理由の二つめである。

陳列館の建設は機を見て普及させてこそ、天然・人工のあらゆるものを取り容することができ、ゆえに急いで開幕しては、配置が複雑になり、美觀に欠ける。これが延期を請う理由の三つめである。農繁期にあつては、商工業を営む兼業農家は、省城に来ることは難しく、じつくりと研究することができなくては、本会の収穫は多くない。これが延期を請う理由の四つめである。以上の四つの理由により、展覽会の期日は陽曆九月に改めて開会し、省の内外の品物に余裕を持たせ、品質を向上させ、会場の建築も整い、郷里での収穫を済ませて、来客が自然と多くなり、本会の意図を実現できるようにすることを請う。

この訴えに対しては民政長も許可せざるを得ず、延期が認められることになるのだが、この訴え自体が五月になされていることからも窺えるように、実は会場が完成していないという理由で、期日はすでに一度延期されているのであつた。⁽⁵⁰⁾ 清末の商工業振興政策を何とか復活させようと試みた官側の努力にもかかわらず、戦乱で被つた被害は大きく、その前途は多難であつたことがわかる。

ただ、このような様々な問題に直面しながらも、展覧会及び陳列館は企画倒れに終わることなく開かれた。そして民国三（一九一四）年六月には、その翌年に開催されるパナマ万国博覧会に四川からも出品をしようと、その準備を行う展覧会を開催することになった。その際には、陳列館の外にも場所を設けて、商人に貸し出しを行ったのである。⁵¹ その後、展覧会及び陳列館がどのような歩みを見せたのかは、史料不足のため具体的に跡付けることはできなきないが、「民国図」には確かに存在していたし、後に示すように、街が度々戦渦に巻き込まれる中で、それは少なくとも民国一二（一九二三）年までは機能していた。次には、この展覧会及び陳列館が、どのようなシステムで運営されていたかを見るにする。

まず、その外観は新しさと莊厳さを兼ね備えた洋風の建築⁵²で、同一会場内に、実業司の設立する「実業司陳列館（總館）」と、各府州県の設立する分館の、合わせて一二の館が建てられた。⁵³ 建設に要した諸経費は、分館は各府州県がそれぞれに、總館は實業司が負担⁵⁴することになっていた。⁵⁵ ただし、府州県にはその産業の発展の度合いに相違があるため、三等級に分けてそれぞれの最低負担額が定められている。⁵⁶ いずれにせよ、陳列館と勧業場の大きな違いは、後者がその建設から商弁であつたのに対し、前者は基本的に官弁の方針を探つていたことである。それゆえ、店舗ごとに賃料を定めていた勧業場と異なり、陳列館内においては、出店の条件さえ満たしていれば、無料で店舗を使用することができた。⁵⁷ 出店の条件とは、「寄贈品及び官の工場での製品」とあり、ここにも官弁的性質が色濃く現れている。また分館においては、公私どちらの製品も出店することができたが、それには以下の六通りの形式が挙げられていた。

一、各府・各庁・各州・各県が各々一つの団体を組織し、代表を派遣して陳列するもの。

二、各ギルドが各々一つの団体を組織し、代表を派遣して陳列するもの。

三、各農工商会が私人の出品する物を集め、代表を派遣して陳列するもの。

四、多数の人間が組織する団体が代表を派遣して陳列するもの。

五、個人あるいは多数による優秀な品物で、事務所の認定を得て陳列を許されたもの。

六、地方官あるいは農工商会が出品するもので、本司が特別に代理を立てて陳列するもの。

つまり、いずれも完全な私人ではなく、何らかの公的な背景を持つものに限られていたのである。

会場内でも、陳列館の外であれば、事務所に地代を払つて臨時に場所を借りることはでき、その場合はいかなる人がいかなる品物を扱つてもよかつた。⁽⁵⁹⁾ しかし、それらの商店は開会の一〇日前に事務所において登録をし、⁽⁶⁰⁾ 五日前に半額を前納しなければならないと定められていることからも窺えるように、あくまで展覧会のための臨時の措置にすぎなかつたようである。

陳列館は午前八時に開館、午後八時に閉館となつていた。⁽⁶²⁾ そして閉館後は、防犯のため各商店とも一人だけを館内に宿泊させることができており、⁽⁶³⁾ 勘業場以来の傾向を受け継いで、居住のためのスペースが重視されていかつたことを物語つている。すでに前稿で述べたように、勘業場のシステム上における画期的な点は主に、従来の「住商一体型」の店舗ではない最大限に確保された「商」のスペース、商品を倉庫に隠さず人目にふれさせて好奇心や購買欲を高める商品陳列方式、交渉を必要とせず社会的関係などで価格が左右されない定価制度の三つであつ

たが、陳列館では前二者に続いて後者も採用されていた。⁽⁶⁵⁾ 水道や電気といった設備はおそらく存在せず⁽⁶⁶⁾、あるいは勸業場ほどの先進性のシンボル的意味合いは付与されていなかつたのかもしれないが、先述したように、勸業場で果たせなかつた地元の商工業の發展という目的を陳列館において実現しようと實業司が目論んでいたことは想像に難くない。

第五節　満城の役割と都市計画——結びにかえて——

満城が漢人に對して開放されはじめると、その急速な流入のもと名実ともに漢化への一途を辿り、また當局によつて外国人の移住は一切禁止され、公園には商工業發展のための陳列館が設けられた。この三点からも十分に窺えるように、満城は単に城壁という物理的な障壁の崩壊によつて他の区域と統合されたということにとどまらず、為政者が意識的に都市建設を行うための区域として新たに登場したのである。これがかつては社会・經濟的に隔絶された区域としてその独立性を保つていた満城の姿とは全く異なつてゐることは明らかである。そういう満城の変化はそれ自体が成都の都市空間全体から見て大きな構造変動であつただろうが、そのなかにはその構造変動を能動的に引き起こす都市計画の意識をも窺うことができる。ではそこに窺える都市計画の具体的な内容は何かといえど、それは他でもない漢人による漢人のための經濟や社會の發展、つまり國粹的な發展のための模範となる区域の建設だつたと言えるだらう。

實際、吳虞のような文人もいち早く満城に住居を移し、その一帯に土地を買つて共和黨の支部や学校を設立する

ことを主張している。⁽⁶⁷⁾ また、日記から知られる限り、彼は頻繁に少城公園に足を運んでいるが、それはそこに多くの新聞社が集まっていたことと無関係ではあるまい。⁽⁶⁸⁾ そして民国三（一九一四）年には少城公園内に辛亥革命時の烈士を追悼する「辛亥秋保路死事紀念碑」が建てられており、⁽⁶⁹⁾ これもまた国威発揚を推進するものであることは疑いを入れない。こうした文脈においてこそ、先に詳細に見てきた商品陳列館や展覧会場、そして「民国図」で確認された図書館の設立の意義も明らかになるのである。

最後に、従来の成都の空間構造においては、「経済水準の高い居住区は即ち商業地区である」という図式があつたが、⁽⁷⁰⁾ その図式の変化にも注意しなければならない。つまり、Stapleton の指摘するように確かに満城は名士たちの垂涎の地になつたが、⁽⁷¹⁾ 為政者側の意図としては、そこには民間の自由活発な商業ではなく、ある（希求される）のは利益はある程度度外視した上で統制され秩序立てられた発展だつたのである。⁽⁷²⁾ だからこそ通惠街を除いては閑静な住宅街であつた旧来の衝衝状の狭く商業には適さない街路の構造がそのまま残り、⁽⁷³⁾ またその中にある商業街といふ市街の名称の由來が如何なる商業機構でもなく「商業学校」であつたことも、そのことを如実に示しているのではないだろうか。

このような変容のあり方はもちろん成都という一つの事例にすぎず、例えば城内の一角にやはり同じような満城を有していた杭州では、そこは成都の例とは反対に新しい商業区域「新市場」に造りかえられていたよう⁽⁷⁴⁾、各都市の社会的・政治的文脈に応じた歴史があるだろう。その具体的現象の比較による研究の深化は、今後さらに行われるべき課題として提示するにとどめたい。ただ、本稿ではその一つの事例について可能な限り内実に即した分析

を行い、それによつて清末民初期における為政者の側の能動的な都市計画の様相を提示すべく試みた。そこには、光緒新政期の既存の社会・経済構造に対応した都市計画から、さらに明確な構想を実現させるための都市計画へといへ進展を見ることができるのである。

註

- (1) 小羽田誠治「清末成都における都市計画とその変容——空間構造及びその認識の問題から——」(『東洋学報』八四一四、二〇〇三年三月)。
- (2) 史料的制約のためか、この時期に関する研究は全般的に手薄であり、成都に限つてみれば、成都の近代化を約半世紀にわたつて考察した Kristin Stapleton (2000) *Civilizing Chengdu: Chinese Urban Reform, 1895-1937*, Harvard University Asia Center においても、当該期間におけることは政治的混乱の様子を重点に論じており、都市空間に関する記述は簡略である。
- (3) 「満城」は他に「内城」あるいは「少城」などの呼称があるが、本稿では「満城」という呼称に統一する。
- (4) 成都市建築志編纂委員会編『成都市建築志』(中国建築工業出版社、一九九四年九月)、三五六頁。
- (5) 具体的には以下事実関係を叙述する過程で必要に応じて適宜提示していく。
- (6) 満城の成都全体のなかでの位置については、小羽田(二〇〇三・三)を参照。
- (7) 柏書房、一九八六年五月、九六頁。
- (8) 日本のものは縮尺は一万二千分の一となつてゐる。
- (9) それぞれ、成都市檔案館所蔵檔案No.93-6-1194及びNo.93-2-66341に附してある地図から抜粋したものである。
- (10) その経緯については小羽田誠治「清末成都における効業場の設立」(『史学雑誌』一一二一六、二〇〇三年六月)に詳しく述べてある。
- (11) ただし効業場の建設が始まつたのは、光緒三四(一九〇八)年である。
- (12) 傅崇集『成都通覽』「成都之成都城」、「以形勢觀之有如蠍蛇形狀。將軍帥府、居蠍蛇之頭。大街一條直達北門，如蠍蛇之身。各胡同左右排比，如蠍蛇之足」。
- (13) 『成都市市政年鑑』(一九二八年)第五章第八節第一款。

- (14) 『大波』は初め一九三七年に中華書局より出版され、その後大幅な改稿を経て一九五八年に作家出版社より再び出版された。満城をはじめ、全体的に描写は後者の方がはるかに詳細であり、それゆえ以下では基本的に改稿後のものを用い、適宜補足を加えることとする。
- (15) 李劫人の手法についての文学方面からの研究としては、中裕史「李劫人の成都描写」(『中国文学報』四一、一九九〇年四月)、戴定常「李劫人与左拉——李劫人創作方法初探——」(『社会科学研究』一九九一—一、一九九一年一月)、王錦厚「李劫人与外国文学」(『四川大学学報(哲学社会科)』一九九六—三、一九九六年三月)などを参照。
- (16) 『大波』第一部四一二。
- (17) 改稿前の『大波』第一部分一八には、「出賣門票、每人當十銅元一枚」とのみある。
- (18) 傅崇矩『成都通覽』「成都之茶」に「茅茶每碗四文。春茶六文。白毫六文」とあるが、なかには「香片三十二文」というものもある。
- (19) 傅崇矩『成都通覽』「成都之驕」に「驕錢視街之遠近爲準、普通之價、從四十文起碼」とある。
- (20) 『成都市市政年鑑』(一九二八年)第五章第八節。
- (21) 同右、「同時勸業道周孝懷、亦於南關外草堂寺側、闢少城今昔——古城風貌——」(四川省政協文史資料委員會
- (22) 李劫人『大波』第一部四一一。
- (23) 同右。これらの描写は改稿前の『大波』(第一部分一八)には見えないが、公園の自然の多さを記述した上で、「此公園一開、生意登時就興隆起來、玉岷先生便一舉兩得、既有門票收入的利、又博了個頗頗開通的名」と言い、その成功を示唆している。
- (24) 勸業場については、小羽田(二〇〇三・六)を参照。
- (25) Stapleton (2000), p. 148。
- (26) 『成都市市政年鑑』第五章第八節第一款、「至民國元年、園務荒廢、弊竇叢生、且覺園址尚狹。由旗紳推舉代表、重新經營、一年改隸內務司、司長尹仲錫擘畫經營、重加修理、折舊永濟倉、推廣園址、南至於少城城牆、東至於半邊橋、開河壘山、砌山洞、築小橋、以疏流水、又以永濟倉地址」。
- (27) 中野孤山「支那大陸橫斷遊蜀雜俎」(六盟館・松村文海堂、一九一三年四月(のち小島晋治監修「幕末明治中國見聞錄集成一七」(ゆまに書房、一九九七年一〇月)より復刊)、一三七頁)、戴盛昌「少城春秋」(成都市群集芸術館編『成都掌故』、成都出版社、一九九六年四月)、劉鍾靈「少城今昔——古城風貌——」(四川省政協文史資料委員會

- 編「四川文史資料集粹」六、四川人民出版社、一九九六年
 一二月)など。
- (28) 改稿前「大波」第一部分一八。
- (29) 「大波」第一部五一四。
- (30) 吳虞「虞山日記」(『吳虞日記』上、四川人民出版社、一九八四年五月)所収)。
- (31) 旗務局は滿族の劉顯之によれば、四川軍政府が内務司内に設けた局であり、漢人によって組織され、主な活動として満城の管理のほかには、旗人に三ヶ月の俸給を与えることがあつたという(劉顯之「成都滿蒙族片斷史」(『成都文史資料選輯』四、一九八二年九月(一九八二年四月脱稿)、一六一頁)。
- (32) 吳虞「虞山日記」(民国元年三月初五日)、「據旗務局調査員向某言、現在少城買賣已有九十餘起、房價亦漸騰漲」。
- (33) 成都市檔案館 No. 93-6-1208。ただし民国二年四一六月発行の訓令などを集めたこの檔案のなかで、それらが依拠するところのこの告示自体には発行日が書かれておらず、あるいは吳虞「虞山日記」(中華民国元年三月初九日)にある「旗務局今日出告示一通、少城宅地買賣以報告旗務局爲定。」のことなのかもしれない。
- (34) Stapleton (2000), p. 177°。
- (35) 吳虞「虞山日記」(民国元年二月一五日)。
- (36) 吳虞「虞山日記」(民国元年一月一六日)、「午刻、……過旗務局問賣房後切止糧銀並無其事」。
- (37) 四川省文史館「成都城坊古跡考」(四川人民出版社、一九八六年)、一五五頁。
- (38) 劉顯之「成都滿蒙族片斷史」、一六一頁。他、四川省文史館「成都城坊古跡考」、二五五頁、戴盛昌「少城春秋」(成都市群集芸術館編「成都掌故」成都出版社、一九九六年四月)などにも記述がある。
- (39) 「成都市市政年鑑」第三章第一節。
- (40) 劉顯之「成都滿蒙族片斷史」、一六一頁。ただし四川省文史館「成都城坊古跡考」、二五五頁には民国一〇(一九二一)年とあり、詳細は断定しがたい。
- (41) 劉顯之「成都滿蒙族片斷史」、一六一頁。
- (42) たとえ街名の由来が消滅したあとでも名称のみが存続する」ともぐく例であり、「鼓樓街」や「提督街」など、枚挙に暇がない。
- (43) 小羽田 (110011・六)。
- (44) 成都市檔案館 No. 93-6-2563 「中華民國四川實業司(一九二一年一月)」、「……嗣因停止青羊宮花會、另行籌辦全省勸業展覽會、以爲整頓實業之倡」。

(45) 成都市檔案館 No. 93-6-3716 「民國二年第一次四川全省勸業展覽會章程」、「第一編 第四條 成都花會前勸業道更名爲勸業會、歷年但租佃青羊宮、二仙庵腐朽廟舍、因陋就簡并無特別會場、今擬於來年花會時期開辦勸業展覽會由實業司規定地點設一總館、更設立各府分館爲一勞永逸之計」。

(46) 成都市檔案館 No. 93-6-2563 「中華民國四川實業司」(一九一二年二月)。また、具体的な史料は見つけられなかつたが、民国初に拓かれたとされる通惠門や通惠街(四川省文史館『成都城坊古跡考』、二五七頁)も、これを契機としていると考えられる。

(47) 成都市檔案館 No. 93-6-3716 「民國二年第一次四川全省勸業展覽會章程」、「第一編 第六條 以上各陳列館每年無事時期、有實業司徵集各屬農工礦產品及內外國物品分別陳列、以供各實業家及各學界之觀摩參考、屆開會時期則仍擲移作勸業展覽會會場」も参照。

(48) 同右、「……惟兼營並舉適值財政奇絀、所費必屬○○而實業亟待振興又難、因仍擲置、本公司籌思再四始擬一通融辦法、將展覽會與商品陳列館合併、計畫即以此次所擬建築之展覽會會場、場畢即移作商品陳列館、似酌量變通、不特展覽會可以開辦、而商品陳列亦因以陳列、一舉兩得、其節省經費亦巨……」。

(49) 成都市檔案館 No. 93-2563 (一九一三年五月)「四川省勸業展覽會章程」、「第一編 第五條 由實業司所設立之館名

(50) 同右、「前因會場工程未竣、權爲展緩陳列、各館現已告成、開會之期本難猶豫、惟查此會之設原以廣集成品多未製造、齊全萬難、如期趕辦、農忙之際、工商業之兼營農業者、亦難分身赴會等情、呈請展緩開會、具見該總會代表商情發皇實業、且查所陳各節、均有確實理由、本民政長揆情度勢、覺非展緩會期不足以達圓滿之目的、應予如呈辦理、准展至陽曆九月一號爲開會之期……」。

(51) 成都市檔案館 No. 93-6-2563 (一九一四年六月)「中華民國三年五廳申報事由單」、「敬報者六月五日接准商品陳列館函開、逕啓者敝館奉到省公署令開定期於本月二十日開籌備巴拿馬賽會、四川出品展覽會、限期一月閉會、就本館外隙地規劃商場、分別招佃各商、屆期趕集敝館、現規劃已定、準於十一號起招佃各商……」。

(52) 成都市檔案館 No. 93-6-3716 「民國二年第一次四川全省勸業展覽會章程」、「第一編 第十條 展覽會陳列館即於前條所規定地點特別籌撥款項建築宏博新式洋樓若干間、作為實業司總館合各屬分館共建築一十三館」。

(53) 同右、及び「第一編 第五條 由實業司所設立之館名

爲實業司陳列館、所設立之各府分館即以各府之名附之、均在同一會場內建築、其擬定館數如左。

(54) 同右、「第一編 第七條 建築勸業展覽會會場經費、

實業司陳列館即由實業司負擔、各府陳列館則由各府廳州縣分擔」。

(55) 同右、「第一編 第八條 府廳州縣所分擔建築經費分

爲三等、上縣最少額籌辦三百元、中縣二百五十元、下縣一百五十元、如能多籌者不在此限」。

(56) 同右、「第二編 第十二條 會場陳列館除實業司總館

當陳列徵集寄贈及各官廠物品外、其各屬分館凡爲各該屬之

農工商礦實業諸人均可使用、不取租金、但必依據以下各條之規定」。

(57) 前註參照。

(58) 同右、「第二編 第十八條 會場地段除陳列館範圍以內不能租佃外、其以外餘地概由事務所臨時出佃收取租金、以補助臨時經費」。

(59) 同右、「第二編 第二十條 凡規定租佃地段則無論何種工人、商人、亦無論其爲何種物品、一律均能租佃陳列售賣、但有妨害公安或敗壞風俗者不在此限」。

(60) 同右、「第二編 第二十一條 凡租佃地段者在開會十日以前即當赴事務所報名租定地點」。

(61) 同右、「第二編 第二十二條 地點既已租定、須先交

租價全額之半、以作定金、其餘半額則於開會前五日以內一
律繳納、不得故意遲延、如違事務所得將該地段臨時另行出
佃、定金概不退還」。

(62) 同右、「第二編 第三十三條 會場開閉時間、每日於
午前八時開館、午後八時閉館、不得前後參差」。

(63) 同右、「第二編 第三十四條 凡出品人每日夜間只許
聽派一人在館內住宿、以司看守、其餘當令其一律出館、免
生紛擾」。

(64) 小羽田(一〇〇三・六)。

(65) 成都市檔案館No. 93-6-3116 「民國二年第一次四川全省勸業展覽會章程」、「第二編 第五十二條 陳列貨物、除非

非貿品外、凡有應行售賣者、出品人須於每種物品自行劃一
價格懸置標記、以免彼此評價之勞、致多數游人竚立湧擠」。

(66) 水道については、関連する記述を全く見つけることが
できなかつたが、電灯については、同右、「第二編 第五
十九條 會場各舗戶所用燈燭、概以二更爲率一律均當銷滅」
とあるように、各商店は蠟燭を使用していたことがわかる。

(67) 吳虞『愛智日記』(吳虞日記)上(四川人民出版社、
一九八四年五月)所收)(民國二年五月二八日)、「……復
同往道署、晤張銳夫、朱品軒。余主張買少城公地作共和黨

支部地點及辦學校爲消納人才地步、幼芝、銳夫、品軒皆贊成」。

(68) 例えば吳虞『虞山日記』（民国元年三月一六日）に「早飯後過公園，則初二、十六各報多休息停印，遂歸」とあり、また（民国元年七月初三日）に「過公園小坐，閱『國民日報』所載倫敦瓜分之議也」とある。

(69) 石体元「憶成都保路運動」（『辛亥革命回憶錄』三），文史資料出版社、一九六一年九月）、六七頁、及び成都市建築志編纂委員會編『成都市建築志』（中国建築工業出版社、一九九四年九月）、五四頁。

(70) 小羽田（110011・111）。

(71) Stapleton (2000), pp. 194-5°.

(72) 現在は「槐樹街」・「東門街」が旧城外につながる「級街道」となっているが、この構造は少なくとも民国三四年（一九四五）年までは維持されてくる（成都市檔案館No. 93-6-3797「四川省會警察局各分局所轄區圖」）。

(73) 四川省文史館『成都城坊古跡考』一四九頁°。

(74) Liping Wang, "Tourism and Spatial Change in Hangzhou, 1911-1927", Joseph W. Esherick ed., *Remaking the Chinese City: Modernity and National Identity, 1900-1950*, Honolulu: University of Hawai'i Press, 2000, p. 113.